

マル経融資制度をご活用ください！

(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、徳島商工会議所の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。

ご融資の条件

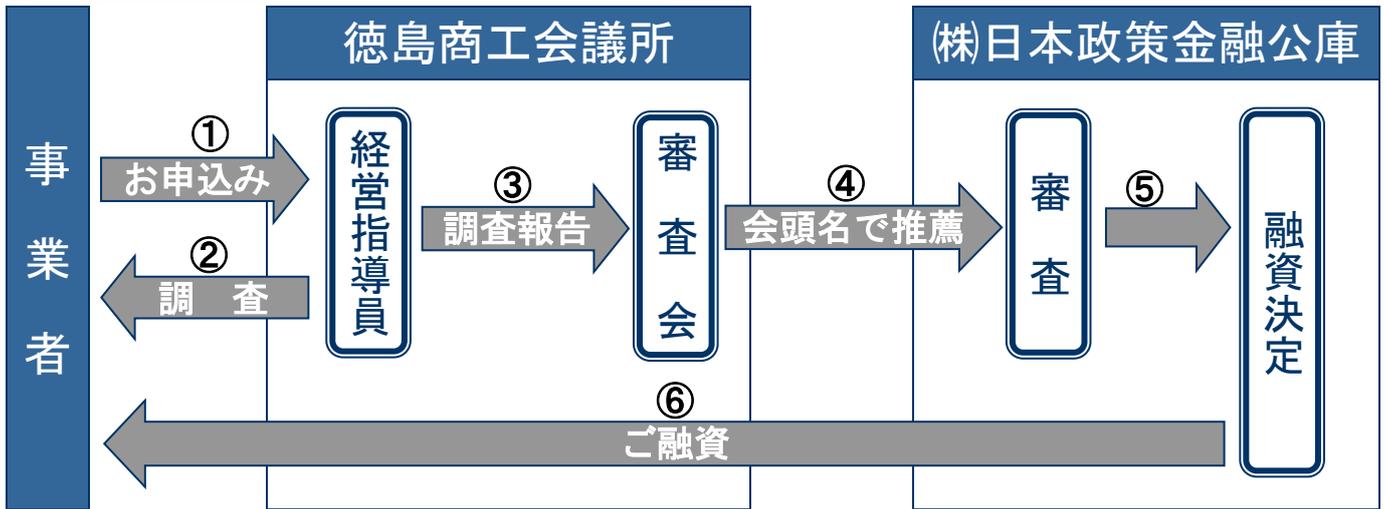
	通常枠・質上げ貸付利率特例制度	拡充部分（新型コロナウイルス対策）
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
担保保証人	不要 (信用保証協会の保証も不要)	不要 (信用保証協会の保証も不要)
返済期間	運転資金 7年以内（据置期間1年） 設備資金 10年以内（据置期間2年）	運転資金 20年以内（据置期間5年）
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none">最近1年以上、徳島商工会議所の地区内で事業を行っている従事使用する従業員が商業・サービス業に於いて5人以下、製造業・建設業・その他においては20人以下の法人・個人事業主の方原則6カ月以上、徳島商工会議所の経営指導員から経営指導を受けている方商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している 以下、質上げ貸付利率特例制度利用希望者 <ul style="list-style-type: none">創業後3カ月以上の事業者であって、雇員給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者、又は最近の決算期において既に2.5%以上増加している者	左記に加え以下の要件あり <ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、最近1ヵ月等の売上高（注1）又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した者並びにこれと同様の状況にある者であって、売上減少申告書等を提出できる事業者（売上要件）。または、最近の決算期又は試算期に基づき算出した債務負担年数が13年以上になるもの（債務負担要件）。 ※他の公庫の制度と重複して金利引下げの限度額に制限あり。 ※売上高が確認できる書類（試算表、決算書等）の提出が必要。 (注1)「最近1ヵ月等の売上高」とは、最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高を含む。
融資利率	(2024年6月1日現在) 1.45% ※日本政策金融公庫国民生活事業の貸付利率になります。 ※質上げ貸付利率特例制度利用者は、当初2年間 上記利率より 0.5% 引下げ	(2024年6月1日現在) 1.45% ※日本政策金融公庫国民生活事業の貸付利率になります。
資金使途	【運転資金】 商品・材料の仕入、買掛・手形の決済、従業員賞与・諸経費の支払い、その他つなぎ資金等 【設備資金】 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・什器等の購入	【運転資金】 商品・材料の仕入、買掛・手形の決済、従業員賞与・諸経費の支払い、その他つなぎ資金等

※本融資のご利用については、決算・確定申告内容、金融機関との取引状況等から判断した結果、お客様のご希望に添えない場合があります。

※原則として、他の金融機関の借入金の借替にはご利用いただけません。

※1,500万円を超える融資を行う場合には、小規模事業者（事業主）が策定した事業計画書を推薦書に添付する必要があります。

お申込みからご融資までの流れ



お申込み時にご用意いただくもの

法人企業様と個人事業主様では、ご用意していただくものが異なります。

法人企業

1. 前期・前々期の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※税務申告書の別表一(一)
3. 「法人税確定申告書別表2」又は株主を把握できるその他資料(株主名簿等)
4. 会社の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」(3ヵ月以内のもの)
※公庫受付時点でマル経資金の借入れがない方
5. 法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
6. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある税務申告書の別表一(一)の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 法人税の領収書又はその証明書(税額又は事業所得額が0円の場合は除く)
7. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
8. 設備資金の場合、見積書・契約書
9. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

個人事業主

1. 前年・前々年の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の収支明細表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※確定申告書の第一面
3. 所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
4. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある確定申告書の第一面の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 所得税の事業所得にかかる証明書(種類その2、所得種類が事業所得と記載のもの)
5. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
6. 設備資金の場合、見積書・契約書
7. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

※貸上げ貸付利率特例制度および新型コロナウイルス対策マル経をご利用希望の方は、申請時に別途必要な書類があります。

お問合せは

徳島商工会議所 経営支援部

〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館1階

TEL 088-653-3213 FAX 088-623-8504